

第 23 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公 開 用)

平成29年7月27日(木)

熊谷市農業委員会

第23回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成29年7月27日(木) 午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成29年7月27日(木) 午前11時6分
- (3) 場 所 江南行政センター大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 17名
- (2) 欠席数 2名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	福田 和行	11	出	川田 久夫
2	出	村田 定吉	12	出	山本 勝市
3	出	夏目 亮一	13	出	大野 隆一
4	出	福島 敬一	14	出	鈴木 吉明
5	出	松本 丈	15	出	茂木 友秀
6	出	木村 進	16	出	手嶋 茂春
7	欠	柴田 忠雄	17	出	根岸 里次
8	欠	大澤 芳明	18	出	福田 正八
9	出	閑野 高広	19	出	青木 登喜代
10	出	中川 登美夫			

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 7 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出について（2 a 未満）
- 議案第 8 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定について

報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告事項（5） 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

5 招集者 農地部会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

議長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第23回農地部会を開会いたします。

(木村部会長)

本日の欠席委員は、7番柴田忠雄委員、8番大澤芳明委員以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任の声がありましたので、14番鈴木吉明委員、15番茂木友秀委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第23回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第7号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)
- 議案第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について

以上、8議案ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、

譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成29年7月5日、福島敬一委員、赤石嘉孝委員、妻沼行政センター杉本主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、申請面積〇〇〇㎡での価格は〇〇円です。この案件につきましては、平成29年7月12日、矢島君夫委員、福田和行委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3は、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成29年7月4日、小林眞委員、福田正八委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

茂木委員 議案番号2の売買価格についてお伺いします。

事務局 議案番号2は〇〇〇〇さんから〇〇〇さんへの売買の案件ですが、2ヶ月前にも両者の議案がありました。〇〇〇〇さんは営農ができないので、すべての土地を処分したいということで売買をしてきました。今回についても残った土地について、以前に売買を行った〇さんへの売買ですが、このような経緯から平均よりも安い価格となっております。

議 長 売買価格は申請地〇〇〇㎡で〇〇円です。よろしいですか。

茂木委員 わかりました。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

事務局 他に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3は、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号14と関連がありますので、この後、同時に御審議いただきたいと思えます。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、それでよろしいですか。

(異議なし の声あり)

議 長 それでは、そのように決定します。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号14を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。続いて、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号14について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説

明について記述する。】

農地法第4条の議案番号3は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6月9日、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。建築物は鉄骨造平屋建農業用物置、車庫、外便所、既設各1棟です。敷地拡張後の面積は、908.16㎡です。農地法第5条の議案番号14は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は鉄骨造2階建、汚水は農業集落排水管に、雨水は雨水浸透枳を設置します。

A4の資料ナンバー1の裏面には土地利用図を載せております。4条の議案番号3の申請地は農家住宅敷地の一部として利用され、農業用倉庫が建てられており外便所が宅地と申請地にまたがっております。5条の議案番号14の申請地において所有者の息子世帯の住宅を計画したところ、所有農地に農地法の手続きをとらずに農家住宅敷地の一部として利用されており、農業用倉庫や外便所がまたがって利用されていまして。申請地は農振農用地であったため、除外の手続きから行い、農家住宅敷地拡張の申請と息子世帯の住宅を建てるための農地転用の申請が出されております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号14について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3以外について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は、1364.56㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。申請のきっかけは申請人が所有農地を確認したところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに農家住宅敷地の一部として使用していたため、是正するものです。

議案番号2は、農地区分は2種農地、農振除外は平成29年6月9日、建築物は木造2階建、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁と石垣があります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3以外について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号3と関連がありますので、この後、同時に御審議いただきたいと思います。

議長 ただいま、事務局から提案がありました。それによろしいですか。

(異議なし の声あり)

議長 それでは、そのように決定します。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号3を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、変更前の申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、転用目的、権利の内容、許可年月日、変更後の申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、転用目的、権利の内容、変更理由を朗読する。続いて、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号3について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第5条の議案番号3は、農地区分は1種農地と2種農地、農振除外は平成28年5月26日、また平成29年7月3日計画者変更をしています。転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物等は、木造2階建、汚水は既設下水道管に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。

許可後の計画変更申請について、転用許可を受けたのち、当初の転用目的を達成することが困難となった場合の手続きで、当初許可を受けた方と次に許可を受けたい方の連名で申請するものです。当初許可を受けた方がまだ所有権が移転していない場合は許可取り消しの手続きが可能ですが、所有権は移転されてしまったため、取り消し手続きを取ることはできない状況です。変更前の申請者2人は夫婦であり、平成28年に住宅を建てるため農地転用の許可を取りました。妻の実家が〇〇にあり、妻の弟が実家を継ぐ話になっていましたが、妻の弟が仕事の転勤により実家に戻つ

てくることが困難になってしまったとのことで、変更前の申請者夫婦が妻の実家に住むことになり、そのため、申請地に住宅を建てるのが困難になってしまったとのことです。今回、新たに申請地で住宅を建てたい方が出てきたため、計画変更申請と新たに住宅を建てたい方が農地転用の許可を受けるための5条の許可申請の二つの申請が出されております。なお、こちらの土地は元々青地で除外の手続きを行った土地であり、除外については計画者変更の手続きを済ませております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号3について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

事務局 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号21、22は、議案第7号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)の議案番号2と関連がありますので、この後、同時に御審議いただきたいと思います。

議 長 　　ただいま、事務局から提案がありました。それでよろしいですか。

（ 異議なし の声あり ）

議 長 　　それでは、そのように決定します。

次に議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号21、22及び議案第7号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満）の議案番号2についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 　　【事務局が、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号21と22について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由、議案第7号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満）の議案番号2について、申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、目的、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第5条の議案番号21は、農地区分は2種農地、路面施工は砂利敷、周囲は一部既設のコンクリートブロック土留があります。議案番号22は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建です。周囲は新設のコンクリートブロック土留の計画です。

A4の資料ナンバー1の裏面には案内図と土地利用図を載せております。5条の議案番号22の申請地において所有者の孫世帯の住宅を計画したところ、所有農地に農業用倉庫として使用している箇所と自動車修理工場の進入路や車両置場として使用されている箇所がありました。自動車修理工場の進入路や車両置場として使用されている箇所は農地の一部であったため、個人で自動車修理工場を営んでいる譲受人は今後も使用したいとのことで使用していた箇所を分筆しました。また、農業用物置が建てられている箇所は2アール未満の農業用施設の届け出が出されております。

議 長 　　事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

（ 「なし」 の声 ）

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号21について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第7号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)の議案番号2について、本案を承認とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号22について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号3、14、21、22以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年3月24日用途変更、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物等は、鉄骨造平屋建の農業用倉庫、雨水は雨水浸透施設を設置します。周囲は一部既設のコンクリートプロ

ック擁壁があります。譲受人の法人は平成〇〇年に設立された農地所有適格法人であり、米麦を中心に市内〇〇地区において農地の利用集積を行い現在は18万6千㎡の農地を借りています。農機具は構成員の各々の自宅で管理していますが、借り受ける農地が増えてきたため、農業用倉庫を建築し、農業機械や農業資材を一か所に集約させることで農作業の効率化を図りたいとの計画です。

議案番号2は、農地区分は2種農地、農振除外は平成29年6月9日、敷地拡張後の面積は、339.01㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。譲受人は平成18年に家を建て、その時に本来は申請地も一体で住宅敷地とする予定でしたが、申請地には大正時代につけられた抵当権がありすぐに外せなかったため、当時は取得することができませんでした。現状としては申請地は住宅敷地として一体で利用されており、抵当権を外すことができ、除外の手続きを行い、農地転用の申請が出されたものです。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建です。汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。

議案番号5は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設の発電出力は49.0kwです。

議案番号6は、農地区分は2種農地です。建築物等は、木造2階建12棟です。汚水は合併浄化槽で処理し新設側溝に、雨水は雨水浸透枡及び雨水貯留浸透施設を設置します。周囲は新設のコンクリートブロック土留めの計画です。

議案番号7は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物等は、木造2階建です。

汚水は合併浄化槽で処理し既設排水管に、雨水は雨水浸透枡を設置します。

議案番号8は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。駐車場は11台分で、路面施工はアスファルト舗装、周囲は新設のコンクリートブロック擁壁の計画です。譲受人の法人が所有する墓地は市の新しく道路を作る事業により、南北に分断されることになりました。新しい道路の北側の駐車場から南側の墓地へ行くために新しい道路を横断することは危険が伴い往来が不自由になるため、南側に位置する墓地の駐車場として申請地を確保したい計画です。

議案番号9は、農地区分は1種農地、農振除外は〇〇〇番〇と〇〇〇番〇は平成29年6月9日、〇〇〇番〇から〇〇〇番〇の4筆は、計画者及び用途変更は平成29年6月28日です。転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物等は、木造2階建、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲はのり面仕上げです。申請地の一部は平成9年に食糧事務所の駐車場として除外の手続きがされております。国の機関の駐車場であったため、農地転用の許可不要案件とされました。食糧事務所は移転してしまいましたが、駐車場として利用していた場所は砂利敷のままです。今回住宅を建てるために除外の計画者及び用途変更の手続きを済ませ、新たに除外の手続きを行った場所と合わせて住宅敷地とする計画です。

議案番号10は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建です。汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設の鋼板土留があります。

議案番号11は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造平屋建、宅地を含めた全体面積は、301.13㎡です。汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック土留、石垣、生垣があります。

議案番号12は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建です。汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁です。

議案番号13は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建です。汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁とのり面仕上げです。

議案番号15は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造平屋建の学習塾、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。

議案番号16は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建です。汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。

議案番号17は、農地区分は2種農地、路面施工は砂利敷、周囲は一部既設のコンクリートブロック積フェンスがあります。譲受人の法人は土木工事や道路標識の設置する事業を行っております。現在〇〇〇地内で資材置き場を借りていますが、返却するこ

とになり、新たな場所を探していたところ、現在の場所から近い申請地を借りられることになったため、申請地に土、砂や道路標識の支柱等を置き資材置き場として利用したいとの計画です。

議案番号18は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建5棟、汚水は合併浄化槽で処理し既設及び新設の側溝に、雨水は雨水浸透枡及び雨水浸透施設を設置します。周囲は新設のコンクリートブロック土留の計画です。

議案番号19は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建の住宅とカーポートです。宅地を含めた全体面積は、481.63㎡です。汚水は農業集落排水管に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設の石垣、生垣があります。

議案番号20は、農地区分は2種農地、農振除外は平成29年6月9日、建築物等は、木造平屋建、宅地を含めた全体面積は、498.14㎡です。汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁とのり面仕上げです。

議案番号23から30は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設の発電出力は1500kwです。山林を含めた全体面積は、21,366㎡です。周囲は新設のネットフェンスの計画です。議案番号23から30については、1つの太陽光発電敷地の申請です。譲受人は同一ですが、譲渡人ごとに申請が出されております。議案番号24から30までの権利は売買による所有権移転です。議案番号23から30までの合計は畑14筆、面積は11,478㎡です。申請地は山林に囲まれており畑であります。現況としては周囲の山林と一体化されており、木が生い茂っている場所です。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

茂木委員 議案番号6の件について、1点目は既設の排水路が1mあり、開発の方に入ると思いますが、これはどうなるのか。

2点目は雨水貯留浸透施設はどのようなものかを確認したい。

事務局 既設水路の現況は素掘りの水路となっております。今回の計画は、素掘りの水路部分に深さ30cm、幅は50から70cmのコンクリートのU字溝を設置します。

雨水貯留浸透施設は、建売住宅12棟の各棟ごとに、システムパネルという縦・横4m、高さ1mの雨水貯留浸透施設を地下に埋設して各棟ごとに雨水処理を行う計画です。

夏目委員 議案番号16の件について、面積が184㎡ということですが、これは宅地を含めた案件ですか。

事務局 申請地だけの案件です。調整区域で開発を行う場合、最低敷地面積が300㎡以上という開発の要件があります。平成17年10月1日から開発の条例で最低敷地の要件ができましたが、それ以前からの敷地については300㎡未満であっても開発の要件があることとなります。

山本委員 議案番号1について、農業用倉庫ということですが、その中に簡易な事務所とかをそこに集約をしていくという理解をしたのですが、機械だけでなく、生活できるという可能性はあるのですか。また、それに対する対処はできていますか。

事務局 事務所を建てる計画はありませんので、汚水雑排水は発生しません。今後、農機具格納庫や育苗ハウスの計画もあるようですが当面は農業用倉庫を建てて、農業用機械等を集約し、農作業の効率化を図っていききたいとのことです。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 他に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号3、14、21、22以外について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
ここで暫時、休憩いたします。

【休憩 午前10時30分から10時40分】

議 長

休憩中の議事を再開します。

次に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）、譲受人、譲渡人、申請地の地番・公簿地目・面積、目的、転用期間、権利の内容、申請事由、を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1について、議案第4号農地法第5条許可申請の議案番号7の住宅建築にあたり、住宅計画に接道する道路幅員が1.8mしかなく、工事用車両の出入りを確保するため、工事期間、地権者から道路から3m幅を借り、鉄板を敷いて、工事車両の搬入路として使用するものです。

議案番号2について、申請地は国道17号線沿いある〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から北へ約400mに位置しています。申請地にはクレーン車等の工事車両等を置くため、一部に鉄板を敷きます。周囲はガードフェンスを設置し、交通誘導員を配置しするなどの安全対策を行う計画となっております。

議案第3号については、議案書資料の7ページをご覧ください。

資料を横にいただきまして、左側が案内図、右側が公図です。申請地は荒川の〇〇〇〇の南で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と市道が交差する場所です。8ページの工事計画書をご覧ください。計画内容の1の工事期間は2か月、2の工法は客土A、3の嵩上げ高は現況面から38～43cm嵩上げします。4の覆土高も同じで、耕作土を60cmを確保します。5の隣接道路面から高さは0cm、7の搬入土について、施工業者の〇〇の資材置場から、外構工事等で発生した土を搬入します。土質は赤土で、土量は808.7立法メートルです。9ページは計画平面図で、Cの箇所から工事車両の出入りを行います。10、11ページは計画断面図です。隣地への被害防除については、県の要綱に基づいた計画となっております。12ページは搬入経路図で、図面左下の施工業者の資材置場から県道と市道を経由して、申請地へ搬入します。13ページは作付計画書で、作付品目は1年目から3年目まで、大根、ネギ、なす等を作付する計画です。

議 長

事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等

を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長

特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

今月の案件は、議案番号528から562の35件であります。

総筆数は78筆、総面積は94,765㎡で、田は66筆80,349㎡、畑は12筆14,416㎡、賃貸借は55筆74,372㎡、使用貸借は23筆20,393㎡です。設定の期間は、3年未満が20筆で、16,106㎡、3年以上6年未満が32筆36,692㎡、6年以上が26筆41,967㎡です。設定の区分は、新規の計画が35筆、40,212㎡で、再設定の計画が43筆、54,553㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体であるJAくまがやを除いた認定農業者の借り受けは、16件で48,368㎡となっております。次に農地所有適格法人の借り受けですが、5件で18,202㎡となっております。

認定農業者である農地所有適格法人を含めた認定農業者の借り受けの件数は、18件で全体の約51%となっております。

上記以外の担い手の借り受けは14件で28,195㎡となっております。

以上、35件の計画は、本市における農業基本構想に適合す

るとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

議案番号553、554については、〇〇〇〇委員が受人となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[〇〇委員 退席]

議 長

それでは、議案番号553、554の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長

特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号553、554について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[〇〇委員 入室]

議 長

次に議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号553、554以外について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号553、554以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第7号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)の議案番号1を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第7号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)の議案番号1について、申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、目的、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

申請地の登記簿の面積は193㎡ですが、実測した面積は303.51㎡であり、建ぺい率の要件は満たしております。また、今回の案件が農地法の許可申請が必要か県に確認をしたところ、「公募上の面積が200㎡未満であれば、2a未満の届出の手続きで良い。」との回答があったため、今回の案件は届出の手続きとなりました。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。次に議案第7号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)の議案番号1について、本案を承認とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第8号農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

熊谷市農業委員会は、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積を定めないこととします。別段の面積は埼玉県農業会議からの通知により、下限面積を引き下げない場合においても、毎年設定の必要性を検討するよう求められています。

耕作目的で農地を取得する場合は、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要ですが、農地法第3条第2項第5号において、許可要件の一つとして耕作農地の下限面積が定められています。下限面積要件は、経営面積があまりにも小さいと生産性が低くなり、農業経営が効率的に行われなことから、取得後の経営面積が50アールに達しない場合、原則許可はできないとするものです。ただし、平成21年の農地法改正で、農林水産省令で定めるところにより、地域の平均的な経営規模が小さく下限面積が実情に合わない場合や新規就農を促進する観点から、農業委員会の判断で別段の面積を引き下げることができることとされました。

農地法施行規則第17条第1項で、平均的な経営規模が小さい地域等において、50アールという基準が実情に適さない場合、また、同条第2項で、高齢、兼業化等により農地の遊休化が深刻な状況にあり、新規就農を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られないなど、その地域の実情に合わない場合には、農業委員会が独自に市内の全部又は一部において下限面積を引き下げ、別段の面積として設定できます。

本市においては、平成27年の農林業センサスによると、平均経営耕地面積は1.4ヘクタールであり、経営面積50アール未満である農家の数は、農地法施行規則第17号第1項第3号で定められた基準である、経営体総数の40%を下回っています。また本市の遊休農地は、平成28年度は90ヘクタールで、全農地の約1.5パーセントで推移しています。担い手への農地の利用集積面積は1,328ヘクタールであり、集積率は平成27年度が21.84%、平成28年度が23.14%と増加傾向にあることから、経営規模拡大意欲の高い農家が多いと言えます。

こうした農地の保有状況及び利用の状況から、本市においては別段の面積を設定する必要性は低いと考えられます。平成23年

度以降、別段の面積は定めないこととしてきており、今年度においても、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積は設定しないこととします。

なお、ご参考として別段の面積を設定している近隣の市町村の例としては、全域指定が滑川町が40アール、越生町が30アール、一部地域に設定が、小川町が30アール、寄居町が30アールなどが挙げられます。

議長 以上、本年も農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積を定めないこととして良いか、よろしくご審議の程お願いします。

事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

議長 質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。

議長 議案第8号農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について、本案を原案のとおり別段の面積を定めないことと決定するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 (挙手全員)

議長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり決定すべきものと決しました。

議長 以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

議長 (発言なし)

特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

議長 以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

増田 啓良

次長兼農地係長

渋澤 薫

主査

大沢 昌徳

主査

新井 良和

主任

樋口 祥平

農業振興課主査

杉本 正代

江南行政センター主査

上山 奈保美

平成29年7月27日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈

議 長 木 村 進

署名委員 鈴 木 吉 明

署名委員 茂 木 友 秀
